

第 174 回 総会

南部町農業委員会会議録

令和2年1月14日開催

南部町農業委員会

第174回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和2年1月14日(火) 午後2時04分

2. 閉会年月日 令和2年1月14日(火) 午後2時37分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(15人)

会長	9番	中村文男			
会長職務代理	2番	川守田雄一			
委員	1番	工藤信仁	3番	赤石敏文	
	4番	佐々木一雄	6番	坂本重悦	
	7番	山田憲幸	8番	三浦恵美子	
	10番	坂本誠治	11番	滝田信彦	
	12番	蹴揚福男	13番	河守田雄一	
	14番	石橋薫	15番	松村民夫	
	16番	堀内重男			

5. 欠席委員(2人)

欠席者 5番 梅内勝治

6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳
主幹 小田原孝治
総括主査 佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第37号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第6 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第7 議案第39号 農用地利用配分計画案に関する意見について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>10番 坂本 誠治 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第174回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
議 長	<p>本日の欠席委員は <u>1</u> 名です。</p> <p>出席委員は16名中 <u>15</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第174回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2時 4分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>6番 坂本 重悦 委員</p> <p>7番 山田 憲幸 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>次に、日程第4 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>

小田原主幹	<p>議案第 36 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものが 2 件、使用貸借による権利の設定で一時転用に関するものが 1 件であります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木一雄調査員</p>
佐々木調査員	<p>4 番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る 12 月 27 日、梅内委員と南部町役場南部分庁舎において、議案第 36 号及び議案第 37 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 36 号についてですが、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は譲受人が農家住宅を建築し、転居するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が普通住宅を建築し、転居するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号 3 番の申請理由は、携帯電話の無線基地局建設工事に伴い工事用地として利用するため、一時転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 36 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部分庁舎から西に約 570m の距離にあり、申請地の南東側は宅地、北西側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、南部・大向地区で、南部町役場南部分庁舎から南西に約 1.5 km の距離にあり、三戸駅から約 750m の距離に位置し、申請地の南側は宅地、北西側及び東側は農地となっています。</p> <p>農地区分については「都市計画区域内の第 1 種住居地域内」であることから、第 3 種農地と判</p>

小田原主幹	<p>断されます。第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号3番についてですが、令和元年5月7日付けで転用許可を得ておりましたが、東京オリンピックの影響による工事資材の調達が出来ず、許可期間内に工事出来なかったことから、この度再度工事期間を設定し、申請するものです。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・小向地区で、南部町役場南部分庁舎から西に約3.8kmの距離に位置し、申請地の北側は宅地、西側は山林、東側及び南側は農地となっています。</p> <p>事業内容として、KDDI(株)の携帯電話無線基地局の建設に伴い、隣接地の一部115.64㎡の申請地を仮設資材置場等として3ヶ月間の一時的利用であり、不許可の例外の一時転用に該当するものです。</p> <p>農地区分については、周囲を山林に囲まれた「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができると思われる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第36号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第36号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5 議案第37号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第37号について、説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更につきましては2件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木一雄 調査員</p>
佐々木調査員	<p>議案第 37 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により</p> <p>①農用地区域外の土地を代用することが困難である</p> <p>②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>⑤土地改良法による事業の工事完了後 8 年を経過している の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の変更理由は、事業計画者である事業主が申請地について史跡の発掘のため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>番号 2 番の変更理由は、事業計画者である事業主が申請地について太陽光発電所建設のため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 37 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で南部町役場南部分庁舎から西約 1.2 キロメートルに位置し、北東側には小集落の住宅。西側及び南側は農地となっています。</p> <p>事業内容は、事業計画者である事業主が申請地における史跡の発掘を行うものです。</p> <p>農地区分については、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として許可することができないのですが、不許可の例外として許可できるもののうちの「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合の中の調査研究」にあたることと認められることから、除外については問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・剣吉地区で剣吉駅から西に約 2 キロメートルに位置する農地となっています。</p> <p>農地区分については、周囲を山林に囲まれた「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められ</p>

小田原主幹	<p>ることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができると思われる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第37号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第37号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第38号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第38号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、41件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額5,000円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額3,000円です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は年額7,880円です。</p> <p>番号4番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額5,045円です。</p> <p>番号5番から番号6番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号7番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,952円です。</p> <p>番号8番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,539円です。</p> <p>番号9番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,968円です。</p> <p>番号10番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,965円です。</p> <p>番号11番の利用目的は田、期間は6年3ヶ月、10a当たりの賃借料は年額4,937円です。</p>

<p>小田原主 幹</p>	<p>番号 12 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,807 円です。 番号 13 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,806 円です。 番号 14 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,941 円です。 番号 15 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 16 番から番号 17 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,932 円です。 番号 18 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,918 円です。 番号 19 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,948 円です。 番号 20 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,968 円です。 番号 21 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,969 円です。 番号 22 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,919 円です。 番号 23 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,912 円です。 番号 24 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,950 円です。 番号 25 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,931 円です。 番号 26 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。 番号 27 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,914 円です。 番号 28 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,993 円です。 番号 29 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,950 円です。 番号 30 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,922 円です。 番号 31 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,919 円です。 番号 32 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,904 円です。 番号 33 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,963 円です。 番号 34 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,964 円です。 番号 35 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,912 円です。 番号 36 番から番号 41 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 38 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 39 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p>

議 長	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 39 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 34 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,952 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,539 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,968 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,965 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,937 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,807 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,806 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,941 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,932 円です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,918 円です。</p> <p>番号 12 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,948 円です。</p> <p>番号 13 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,968 円です。</p> <p>番号 14 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,969 円です。</p> <p>番号 15 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,919 円です。</p> <p>番号 16 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,912 円です。</p> <p>番号 17 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,950 円です。</p> <p>番号 18 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,931 円です。</p> <p>番号 19 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。</p> <p>番号 20 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,914 円です。</p> <p>番号 21 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,993 円です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,950 円です。</p> <p>番号 23 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,922 円です。</p> <p>番号 24 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,919 円です。</p> <p>番号 25 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,904 円です。</p> <p>番号 26 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,963 円です。</p> <p>番号 27 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 9,964 円です。</p>

小田原主 幹	<p>番号 28 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 4,912 円です。 番号 29 番から番号 34 番の利用目的は田、期間は 6 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えま す。</p>
議 長	<p>議案第 39 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第 39 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、承認することに決 定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 174 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 37 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 12 月 16 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員